

新型コロナウイルス感染症に関する
要望・提案

令和3年11月
静岡県

新型コロナウイルス感染症の国内最初の感染者が昨年1月に確認されてから、まもなく2年を迎えようとしています。感染は拡大と収束を繰り返し、県民の皆様の生活と経済に大きな打撃を与えています。

第5波は収束しましたが、今後の感染拡大を防ぐためには、ワクチン・治療薬の国産化が不可欠です。特に、我が国独自の変異株流行等に備えるとともに、輸入に頼らず安定してワクチンを供給するためには、国産ワクチンの開発・実用化を進めなければなりません。また、国産の治療薬で重症化を防ぎ、症状の改善が期待できれば、国民は更に安心できます。今回のような「有事」においては、製薬会社に任せるのではなく、国が自ら治験ネットワークの仕組みを構築するなど、積極的なワクチン・治療薬の開発支援が必要です。

さらに、今回のパンデミック型の感染症の経験を糧に、次なる感染症へ備える必要があります。本県では、新興感染症等の対応として、平時における研修、相談、調査機能、有事における病床の確保・調整機能などを持つ拠点の検討を進めています。国においては、首相が訴えている、感染症に一元的に対応する「健康危機管理庁（仮称）」や、「臨床医療」「疫学調査」「基礎研究」を一体的に扱う「健康機器管理機構（仮称）」の創設を実現するとともに、全国的な防疫体制の整備が進められるよう期待しています。

また、この新型コロナウイルス感染症による未曾有の危機は、東京一極集中の是正を不可避なものとししました。人々の意識、行動、価値観に大きな影響を与え、社会、経済は確実に変わりつつあります。大都市中心から地方活躍の時代へと、地方分散型の国土構造への転換が求められています。

ポストコロナ時代を見据え、豊かな自然や地域資源に恵まれた本県を、世界に輝く「SDGs」のモデル県とすべく、環境と経済が両立し、誰一人取り残さない、富国・有徳の“ふじのくに”づくりを推進するため、新型コロナウイルス感染症に関し、以下の事項を要望・提案しますので、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年11月

静岡県知事 川勝平太

1 感染拡大防止とリスクへの備え

〔感染症防止対策〕＜内閣府・厚生労働省＞

（１）「防疫」に対する防衛費と同様の財政措置 ＜内閣府・厚生労働省＞

「防疫」は、国民の生命・健康を守る上で「防衛」「防災」と並ぶ国防の３本柱の一つであるため、防衛費と同様に十分な財政措置を講じること。

特に、新型コロナウイルス感染症の国産治療薬・ワクチンの早急な実用化や、今後発生する感染症に備えた恒久的なバックアップ体制を整えるため、治療薬・ワクチンの製品化に向けた基金は１兆円規模とする等、大胆かつ大規模な資金投入を行うこと。

（２）防疫体制の整備 ＜厚生労働省＞

防疫体制の整備は国の役割であるため、全国的な制度として都道府県の感染症対策を総括的に担う感染症専門施設について、各都道府県に設置する必要がある。

エイズ中核拠点病院やウイルス性肝炎の肝疾患診療連携拠点病院のように、国が施設の役割、機能や要件を示し、予算措置をした上で、都道府県に対し地域の実情を踏まえて具体的な対応を求めているものが既にあることから、感染症専門施設についても方針を提示し、予算措置を構じること。

（３）感染症に関する体制の整備 ＜厚生労働省＞

国の強いリーダーシップによる防疫体制の整備が必要であることから、感染症に関する専門知識を有する職員を増強するとともに、国内外の感染症の発生動向を常時監視し、リスク評価を行う、省庁横断的な体制を整備すること。

（４）分科会の感染段階（ステージ）の具体化 ＜厚生労働省＞

新型コロナウイルス感染症対策分科会が示す感染段階（ステージ）を全国的に活用するため、各都道府県が常に感染状況を把握できるよう、ステージⅠ、Ⅱに該当する指標の数値を提示すること。

（５）外国人県民に対する情報提供 ＜内閣官房・法務省・厚生労働省＞

ワクチン接種などの感染対策や医療機能等の情報について、状況の変化に応じたきめ細かな情報提供を多言語及び「やさしい日本語」で頻繁に行い、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備を図ること。

〔医療提供体制の整備〕

（６）医療従事者が安心して働ける環境の整備 <内閣府・厚生労働省>

感染症指定医療機関などにおける感染症者の受入体制を強化するため、院内感染を防ぐための施設改修、医療機器の整備、医療物資の確保など、医療従事者が安心して働けるよう支援を継続して行うこと。

また、長期間にわたるコロナ対応により医療従事者の疲弊は強まっていることから、各病院において従事している医療従事者に特別な手当の支給ができるようにインセンティブをつけた空床補償単価の制度創設など、医療従事者のモチベーションの維持に努めること。

加えて、手袋等の物資が不足している医療機関等への優先配布の継続、購入に係る補助事業の継続及び生産体制の強化に向けた更なる支援による供給の正常化を図ること。

なお、医療従事者のほとんどは、ワクチン接種完了者であるが、ワクチン接種完了者が感染した場合の隔離期間、及び濃厚接触者となった場合の自宅待機期間について、従前の規定日数より短縮可能かどうかエビデンスをもとに検討し、適切に改定すること。

（７）長期化を見据えた感染症対策への支援 <内閣府・厚生労働省・経済産業省>

感染症患者への対応は、多くの医療従事者、医療機器や物資を必要とし、病院経営への影響が大きいことから、受入病床を確保した医療機関への支援等を継続するとともに、国による人材育成や派遣体制整備等を含め、医療体制の水準を維持するために必要な人的、財政的支援を行うこと。

また、今後の感染拡大や変異株の懸念を踏まえると、更なる病床の確保と効率的な運用が必要となるため、コロナ患者受入病床の稼働率や在院日数を評価するなど、効率の良い医療提供に対し、インセンティブが働くような診療報酬体系、空床補償制度にするとともに、退院基準を満たした回復患者を受け入れる医療機関、高齢者施設等に対して十分な財政的支援を行うこと。

併せて、現在、社会的に十分認知されていない、いわゆる新型コロナウイルス感染症の後遺症に関する現時点での診断・治療方針を示すとともに、後遺症に苦しむ方々への支援のため、後遺症も含めた治療を行う中核的な機能を持つ病院の指定やネットワーク化に向けた医療提供体制の構築と財政支援を行うこと。

さらに、変異株に係る知見を蓄積し関係者間で共有するとともに、検査体制を強化し、病床及び宿泊療養施設の運用に支障が生じないよう配慮すること。

加えて、診療検査を行う診療所への感染防止対策などの支援や患者の増加が見込まれる入院医療機関及び宿泊療養施設における運営体制の確保等について、引き続き新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により、継続して十分な支援を行うこと。

(8) 感染症指定医療機関以外の医療機関での感染症対策への支援

＜内閣府・厚生労働省＞

がん患者は免疫力の低下等により感染症に対して細心の注意を払う必要があることから、感染症指定医療機関以外のがん専門医療機関等が感染症対策に取り組む際の、施設・設備の整備支援、医療物資の供給体制の強化の支援及びワクチン接種体制のさらなる構築を推進すること。

(9) 自宅療養者に関する個人情報の市町への提供 ＜厚生労働省＞

新型インフルエンザ等特別措置法や感染症法には、陽性者の個人情報提供に関する規定がないため、生活支援への協力など、都道府県と市町との連携に支障が生じた。

先般、厚生労働省と総務省の連名の事務連絡で解釈の方向性が示されたが、要配慮者支援名簿の提供に関する規定が定められている災害対策基本法と同様に、個人情報の提供について法に規定し、法的根拠を明確にすること。

(10) 感染症対応を踏まえた医療提供体制の構築 ＜厚生労働省＞

新型コロナウイルス感染症は、本県の医療提供体制に多大な影響を及ぼし、感染症に対応する病床や人材の不足、医療機関間の役割分担と連携強化の必要性など、地域医療に関する様々な課題を浮き彫りにしたところである。

このことから、今後の地域医療構想の実現に向けた議論や取組の推進に当たっては、公立・公的病院が感染症対応の最前線で治療やワクチン接種等の中核的な役割を担い、その重要性が再認識されたことを踏まえ、国と地方で丁寧な協議を行うとともに慎重な検討を行い、地域の実情に即した柔軟な取扱いを行うこと。

また、現在、医療機関や都道府県は急激な感染拡大への対応に総力を挙げて取り組んでいるため、地域医療構想に関する議論は、その取組に支障を生じさせないよう行うこと。

(11) 病院への財政支援の拡充 <総務省・厚生労働省>

感染患者の受入れは公立病院が中心となっているが、感染の長期化に伴う一般患者の受診控えに伴う経営の悪化は、感染症対策にも影響を与えるものである。特に公立病院に対する一般会計からの支援である繰出金については、国が定める基準に基づく繰出金は地方交付税措置の対象となるが、単なる赤字に対する基準外の繰出金は財源措置されない。

こうした状況を踏まえ、公立病院への一般会計からの繰出金については、新しい基準の創設や現在の基準の緩和により、地方交付税措置の拡充を図ること。

また、公立病院以外の新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関においても経営が一層厳しくなっていることから、福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充や受入患者数に応じた医療機関等に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう継続的に対処すること。

[感染リスクへの備え]

(12) 経済活性化と県民のライフスタイルを支える検査体制の確立 <厚生労働省>

ワクチン接種が一定程度進む中、感染防止と経済活性化や県民のライフスタイルを両立するためには、「いつでも、誰でも、何度でも」検査を受けることができる体制の構築が欠かせない。このため、身近な医療機関において検査を簡便に受けられるよう検査機器の購入や検体の搬送などに対する財政措置を講じるとともに、低所得者に対する検査費用支援制度の構築などを進めること。

(13) 避難所や救護所の感染症対策の強化 <内閣府・総務省・厚生労働省>

避難所における感染防止対策を図るために有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に必要な財政措置を継続すること。また、避難所における「3つの密」を避けるため、避難所の増設に向けてホテルや旅館、民間施設及び教育関係施設等の理解や協力が得られるよう、関係団体等に働きかけるとともに、避難所として使用した際に必要となる費用に対し、必要な財政措置を継続すること。

特に、福祉避難所においては、施設内へのウイルスの持込を考慮し、要配慮者の受入れに消極的になっている動きがあることから、要配慮者がPCR検査又は抗原検査を受けられる体制の構築と財政措置を講じること。

また、自宅療養者が避難所に避難してきた場合に備え、より具体的な対応等をガイドラインにて示すとともに、新型コロナウイルス感染症に対応した救護所運営に関するガイドラインを示すこと。

(14) 検疫及び検査体制の継続・強化 <厚生労働省・農林水産省>

今後見込まれる国際的な人の往来再開に向け、空港、港湾における新型コロナウイルス感染症の水際対策を確実に実施するための検疫及び検査体制を継続・強化すること。

[事業中断リスクへの備え]

(15) BCP策定企業へのインセンティブ拡充 <経済産業省>

中小企業等においては、自然災害に加え、感染症などのリスクへの対応が重要となっており、BCPの普及促進を図る必要があるため、税制優遇や補助金の優先採択など、国の「事業継続力強化計画」認定制度が有するインセンティブを拡充すること。

(16) 休業補償に係る保険商品開発等の促進 <内閣府>

感染症拡大の影響により、休業を余儀なくされた事業者の損失を補償するための新たな保険商品の開発や保険契約の柔軟な運用について、保険会社に働きかけること。

[インフラの維持]

(17) 生活交通の確保・充実に向けた支援 <国土交通省>

地域鉄道やバス、タクシー等の地域の公共交通は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い利用者が減少している状況下においても、日常生活の安定及び社会経済活動の維持のために運行を継続していることから、運輸収入が激減し、極めて深刻な経営状況に陥っている。

このため、地域の公共交通事業者が、今後も感染拡大の防止を図りつつ、持続的に住民の日常生活における移動手段を提供し、地域経済活動の発展・成長を支えていけるよう、地域の公共交通の確保・充実に向けた支援制度を継続・拡充すること。

(18) 公営企業による事業継続や地域経済活性化のための支援 <総務省>

新型コロナウイルス感染症の拡大等の危機が発生した際、工業用水道利用者の事業継続や地域経済活性化を支援するため、「産業の血液」である工業用水道料金の料金減免など柔軟な対応が行えるよう、一般会計から公営企業会計への繰出し基準を緩和し、その一部について地方交付税措置の対象となるよう、予め制度を整備すること。

〔地方の安定的な財政運営の支援〕

(19) 地方税減収への対応 <総務省>

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、減収が生じることが懸念される。

特に県税の基幹税である地方消費税の減収は、地方財政の安定的な運営に支障を生じさせるおそれがあることから、令和2年度の措置を踏まえ、引き続き、地方消費税をはじめ減収が見込まれる税目を減収補填債の対象に追加すること。

(20) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続 <内閣府>

感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」のさらなる増額や協力要請推進枠の対象外施設の追加、大規模施設等協力金の地方負担分(40%)の軽減、即時対応特定経費交付金の交付基準の引下げ等を行うこと。

令和4年度以降についても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などの継続、又はこれを引き継ぐ新たな交付金制度の創設により、地方が必要とする財源を措置すること。

2 「フジノミクス」による経済の拡大

〔新たな地域経済圏の形成〕

(1) 地場製品の購入等促進策への財政的支援 <経済産業省>

域内経済の着実な回復には、GDPの5割以上を占める個人消費を促進する必要があることから、県産品の販売や施設の利用を促進する「バイ・シズオカ」の取組や、山梨県と連携して相互に特産品の購入や施設を利用する「バイ・ふじのくに」の取組、長野県、新潟県も併せた4県の連携による「バイ・山(やま)の洲(くに)」の取組等に対する財政的支援をすること。

(2) 観光需要の創出 <国土交通省>

地域観光支援事業について、予約・販売の期限が12月末まで延長されたところであるが、感染拡大による事業の停止を踏まえ、大雨災害による熱海市への被災地支援メニューも含め、事業費を翌年度に繰り越すことも視野に入れて、利用期間や予約・販売期限を延長又は撤廃するとともに、支援が途切れることがないよう当該事業予算の増額や追加配分を行うこと。

さらに感染状況に応じて近隣圏域での旅行も対象に加えることとし、ステージⅢ相当以上により事業を停止する際のキャンセル料等の補填を直接経費として取扱うとともに、事業停止までの猶予期間中の旅行等についても補助対象とするなど、補助対象経費の拡大、間接経費上限（直接経費10%）の緩和等、柔軟かつ弾力的な運用とすること。

また、観光客の移動を促進するための鉄道・バス・フェリー等の公共交通機関や高速道路の利用促進を支援すること。

〔リーディング産業の育成〕

(3) 「命を守る産業」を強化するための支援 <経済産業省>

海外への依存度が高い医療用マスク・ガウン、人工呼吸器などの国産化に取り組む企業の研究開発や、設備投資に対して恒久的に支援すること。

また、医療機関等を核とし、産業支援機関や企業との連携により進める医薬品・医療機器等の研究開発・製造に対する支援を拡充すること。

(4) 農業経営の発展に向けた持続的支援 <農林水産省>

感染症拡大の収束後、輸入品からの切替えにより需要拡大が見込まれる中食・外食向けの加工・業務用野菜等の安定供給体制整備に必要な農産物処理加工・集出荷等の設備投資の支援を強化・継続すること。

また、コロナ禍で変化した需要動向に対応するための野菜、茶、花き及び畜産物等における品種や新技術導入等の支援を強化・継続すること。

〔事業活動を支える金融支援〕

（５）資金繰り支援制度の更なる充実 <経済産業省>

中小企業の資金需要は依然として強く、引き続き支援を拡充する必要があることから、都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について、償還期間等の延長や返済猶予等も含めたアフターケア及び信用保証協会への損失補償に対する財政措置など、支援制度の更なる拡充を講じること。

また、各都道府県が行う制度融資に係る利子及び保証料の補給についても、国の補助対象とすること。併せて、危機関連保証やセーフティネット4号保証の期間延長を行うこと。

（６）資本金劣後ローン措置等の着実な実施 <経済産業省>

企業の財務基盤強化につなげるため、資本金のある劣後ローン措置等を着実に実施すること。

（７）既往債務の返済猶予等、特段の措置の徹底 <内閣府>

既往債務の元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応するなど、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、金融機関に対し、特段の措置を徹底すること。

（８）農林漁業者等への金融等支援策の強化・継続 <農林水産省>

農林漁業者等の事業の継続に資金繰りの悪化による支障が生じないように、金融支援や雇用を維持するための支援を強化・継続すること。

（９）観光事業者等への金融等支援策の強化・継続 <経済産業省・国土交通省>

観光・空港関連事業者が確実に事業継続できるよう、融資や雇用維持の支援を継続・強化すること。

〔働く人を守る支援〕

（１０）雇用調整助成金の利用促進と特例措置の延長 <厚生労働省>

雇用調整助成金の特例措置を延長するとともに、段階的な縮減を検討する際は、地域の経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、地方の意見を十分聞いた上で行うこと。

(11) 雇用創出基金の創設 <厚生労働省>

派遣や非正規労働者の雇い止め、解雇の状況の実態把握を行い、業種間での労働移動の促進策などを講じてもなお離職者の雇用機会を緊急に創出するなどの雇用対策を実施する必要がある場合には、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、リーマンショック時に設けられた雇用創出基金を再度創設すること。

(12) 帰国困難者等への対応 <内閣官房・法務省・厚生労働省・外務省>

帰国を希望する技能実習生等の早期の帰国実現に向けた支援、帰国困難な技能実習生等でやむを得ず就労を継続できない者に対する生活支援等、一人も取り残さないように施策を実施すること。

(13) 月次支援金の拡充・要件緩和等 <経済産業省>

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、中小・小規模事業者等の厳しい経営状況が続いていることを踏まえ、今後、感染症が拡大した場合は、月次支援金については支給対象の拡大や給付上限額の引き上げ、売上要件緩和、弾力的な運用を図るとともに、事業者の負担を考慮した簡潔で迅速な給付等の措置を講じること。

[危機を乗り越え事業を継続するための支援]

(14) 持続化給付金の再支給等 <経済産業省>

持続化給付金について、再度の支給及び要件緩和並びに企業規模に応じた支給額の引上げを行うこと。

(15) 家賃支援給付金の再支給等 <経済産業省>

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している事業者の家賃負担の軽減が図られるよう、家賃支援給付金の再度の支給及び要件緩和並びに企業規模に応じた支給額の引上げを行うこと。

(16) 農業経営の継続に向けた持続的支援 <農林水産省>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、業務・贈答需要が中心のわさび、温室メロン、牛肉などの高単価品目や花き、茶の需要が低迷し、また、一部の品目では単価の下落や出荷量の減少が続いており、今後も需要動向が見通せない状況にある。感染症の再拡大により、農業経営体が売上の減少等の影響を受ける場合は、適時、需要喚起や経営を継続するための支援を実施すること。

(17) 農業向け各種支援策の要件緩和、十分な予算確保及び申請事務の簡素化

＜農林水産省＞

補助事業の支援機関では、限られた人員の中で全ての補助事業に対応することに限界が生じている。このため、営農継続のための各種支援策を多くの農業者が迅速かつ円滑に活用できるよう、補助要件の緩和や十分な予算確保に加え、申請事務を簡素化すること。

(18) 国産材の供給体制強化と需要拡大の取組強化 ＜農林水産省＞

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴って、世界的な木材需給が大きく変化中、国内では外国産材のリスクが顕在化し、国産材への転換の好機であることから、国産材製品の安定供給体制の強化とともに、建築物等への利用推進など国産材の需要拡大の取組を強化すること。

(19) 衛生手袋等衛生用品の確保 ＜農林水産省＞

水産加工業等の食品関連事業者にとって必須である衛生手袋は未だ不足状態が続いている。事業の継続に支障が生じないよう、衛生用品の確保を支援すること。

(20) 下請中小企業の受注機会拡大 ＜経済産業省＞

下請中小企業の自立支援及び親企業への依存度を下げるため、全国の様々な企業をつなぐオンライン商談システムの構築など、下請中小企業の受注機会を拡大すること。

(21) Go To イート事業の柔軟な運用 ＜農林水産省＞

Go To イートの食事券について、現在、利用期限は最長 12 月 15 日までとされているが、今後、再び感染状況が悪化し、更なる利用自粛の要請が必要となった場合は、利用期限を延長すること。また、その場合、事業実施者に対し、必要な委託料について十分措置すること。

(22) 航空路線の再開などに向けた支援 ＜厚生労働省・国土交通省＞

航空会社が運航する定期路線は観光交流等の基盤であり、県内経済への高い経済効果が期待されるため、国内定期路線の維持への支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の収束状況を勘案しつつ、訪日誘客支援空港における国際線再開に向けた検疫体制の充実など受入体制の確保に加え、運航再開及び維持のための支援を継続・強化すること。

(23) スポーツ・文化観光施設の管理運営の安定化 <文部科学省・国土交通省>

指定管理者制度を導入する施設の管理運営の安定化を図り、厳しい状況下にあるスポーツ・文化芸術活動等の継続に寄与できるよう、感染拡大防止のためイベント等が中止となった場合でも、キャンセル料の不徴収などによる指定管理者の減収を補填する財政上の支援をすること。

(24) スポーツ・文化芸術団体等の活動の継続化 <文部科学省>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化を見据え、スポーツ・文化イベント等の自粛による影響を受けたスポーツ・文化芸術団体等が、安定して活動を実施していくための支援を継続すること。

(25) 大学生及び専門学校生の学びの継続化 <文部科学省>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により、経済的な理由から学びの継続を断念することがないように、授業料減免に係る支援を拡大するとともに、長期化を見据え、学生への支援を継続すること。

3 「ふじのくにライフスタイル」の創出

〔国土構造の転換〕

(1) ポスト東京時代を見据えた分散型国土の形成 <内閣府・総務省>

新型コロナウイルス感染症により、我が国における大きな課題として、東京一極集中によるリスクが改めて国民に認識されたところである。「ポスト東京時代」を拓くべく、自然と共生する新しいライフスタイルへのシフトチェンジや、中央省庁・企業・大学研究機関の地方分散など、国土構造の転換に向けて大胆かつ速やかに取り組むこと。

(2) 移住・就業支援金制度の活用促進 <内閣府>

移住・就業支援金制度活用促進のため、制度対象者である東京23区及び東京圏在住者に対して国による周知・広報を充実すること。

〔デジタルトランスフォーメーションの推進〕

(3) デジタル化の強力な推進 <経済産業省>

新型コロナウイルス感染症を契機とした、工場・物流の最適化やオンラインビジネスの拡大、リモートワークの導入などの「デジタル化」を推進すること。

(4) 観光産業におけるデジタル化の推進支援 <経済産業省・国土交通省>

インターネットを活用した個人旅行の増加を踏まえ、スマートシティ・アーキテクチャ構築に向けたデジタル技術の活用により、全国共通で、旅行者の移動経路や消費行動等のデータを把握し、地方に提供できる仕組みの構築や、市町別の宿泊客数などが把握できるよう統計手法の見直し等を行うこと。

(5) キャッシュレス化の推進 <経済産業省>

飛沫や接触による感染リスクを回避するため、QRコード決済やタッチ決済といったキャッシュレス化を一層推進すること。

(6) AI、ICT人材の確保・育成 <経済産業省>

圧倒的に不足しているAI、ICT人材を確保・育成するため、ICTベンチャーと地域企業とのマッチング機会創出、企業内の中核的人材や次世代人材の育成等、各階層に応じたICT人材の育成に対する支援を行うとともに、新たにICT関連事業所を開設する企業を支援すること。また、IoT推進コンソーシアムやIoT推進ラボ等の活動の地方への普及を推進し、中小企業へのICTやロボット技術に知見のある人材派遣、育成研修やIoT活用を支援すること。

(7) C A S Eやカーボンニュートラルの実現に向けた自動車産業の変革への対応

<経済産業省>

C A S Eやカーボンニュートラルの実現に向けたE V・自動運転技術の開発・製造やM a a S事業への参入を促進するための支援制度を拡充すること。

また、自動車産業から他の成長産業への事業転換や第二次創業を目指す企業への支援制度を構築すること。

(8) 遠隔学習・授業の推進 <内閣府・文部科学省>

感染症への対応を契機とした遠隔教育を多様な学びの機会の一つとして活用するため、効果的な学びの機会の確保方策や学習に対する評価のあり方など、遠隔学習・授業システム導入後における支援を行うこと。

(9) 電子申請の推進 <内閣官房>

感染症拡大に限らず、地震や水害等の災害時にも、迅速かつ円滑な行政手続が可能となるよう、安全・確実なオンラインでの本人確認や電子申請の標準的な仕組み等を整備し、地方自治体や民間企業への早期普及を図ること。

[S T O P ! 誹謗中傷]

(10) 誹謗中傷の防止 <総務省・文部科学省・法務省>

感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、さらには他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。併せて、ワクチン接種の強制や、接種を受けていない者に対する偏見や差別、心ない誹謗中傷についても、絶対にあってはならないものであり、政府としても全国的啓発や相談窓口の設置を行うこと。また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるS N S人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。